

3 政策分野別基本目標

第1章

誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり（福祉）

【 K G I (重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
合計特殊出生率	1.19	1.50
健康寿命 65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの期間	男性 17.88 年 女性 21.49 年 (R5)	男性 18.00 年 女性 22.00 年

1-1 子育て支援対策の充実

【 現状と課題 】

- 本町では「こども・子育てファースト」を掲げ、各種支援に取り組み、出生率は県内トップクラスを維持していますが、出生数は減少に転じています。働き方や生活の多様化に伴い、子育て支援のニーズも多様化しており、保育需要や学童保育所の利用も増えています。
- 町の人口増に伴い、子育て世帯が増加する中、様々な課題を抱える家庭もみられます。妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいますが、関連する機関との連携が一層重要となっています。
- ひとり親家庭の生活困窮世帯が年々増加しており、こども家庭センターや関係課、福祉事務所等と連携し、必要な情報の周知と適切な支援につなげることが重要となっています。
- 晩婚化や出産年齢の高齢化により不妊治療を受ける方が増え、経済的負担も大きくなっています。
- 晩婚化や未婚率の上昇が進んでおり、出会いの場がないことが要因の一つとして考えられています。結婚を希望している人への出会いの機会づくりの支援が必要となっています。



多様化する子育てニーズや家庭状況の変化に対応し、母子保健の充実や少子化対策を含めて、行政と関係機関、地域等が連携した包括的な子育て支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
待機児童数	認可保育園の定員の拡充や、家庭保育室等の整備、支援、さらには広域保育により待機児童なしの維持を目指します。	0人	0人
放課後児童クラブの充実	全小学校校区にある放課後児童クラブの活動を支援し内容充実を図り、定員オーバー地区においては新たな放課後児童クラブの設置により対応することを目標とします。	13 クラブ	15 クラブ

【 方向性と取組 】

1-1-1 保育の充実

新たな子ども・子育て支援法に基づき、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実に努め、広域保育への対応を促進し、待機児童ゼロを維持します。

(1) 保育内容の拡充

低年齢児保育促進・障害児保育事業や延長保育、病児保育などの多様な保育のニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。

(2) ニーズに応じた保育

家庭で児童を保育している保護者に急用が発生した場合、保護者に代わって保育を実施する一時預かり事業や、病児保育も対応できるファミリー・サポート・センター事業を推進します。

さらに、毎日の保育所利用までには至らない児童の保育については、各保育所と連携しながら、こども誰でも通園制度や一時預かり事業などを推進します。

「子育て応援フェア」を開催し、町内の幼稚園・保育園・学童保育室等の情報収集や、利用の相談ができる機会を設けます。

(3) 広域保育の実施と待機児童ゼロの維持

就労その他の都合により、本町外での保育の希望に対応するため、広域保育を推進します。さらに、町内の認可保育施設と連携するとともに、広域保育事業の実施等により、国基準での待機児童ゼロを維持します。

1-1-2 母子保健の充実

母子の健康管理の支援や、親子に対する育児の相談や指導、健康診査を実施し、母子共に健方に育ち、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(1) 相談・指導の充実

母子の健康管理と出産や子育てに関する不安を軽減するため、子育て中の親子同士の仲間づくりの機会や場を提供する「パパママ教室」を開催するとともに、父親の参加を呼びかけ、積極的な子育てへの参加を促します。

新生児期に助産師または保健師が直接家庭を訪問し、育児に関する悩みや相談に対し、正しい情報の提供と育児支援を行う新生児訪問指導事業を推進します。

また、乳幼児健診の機会を活用して、発達段階に応じた育児相談を実施し、事後指導が必要な乳幼児については、保健所や医療機関・専門職種との連携を図り対応します。

(2) 健康診査の充実

妊産婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦健康診査・産婦健康診査の受診を促進するとともに、あわせて新生児聴覚検査・1か月児健康診査の助成を実施し、異常の早期発見に努めます。

また、乳幼児健康診査として、4か月、10か月、1歳6か月、3歳（屈折検査含む）の健康診査を実施し、2歳児を対象とした歯科検診を実施します。

さらに、疾病の予防と早期発見、育児支援を図るため、健康診査の内容と実施後のフォローの充実、ならびに就学前の支援体制の充実に努めます。

1-1-3 育成環境の整備

妊娠から子育てまで切れ目のない支援と相談体制の充実に努めるとともに、共働き世代の増加等に伴う放課後児童対策の需要増に対応した放課後児童クラブの充実を図ります。また、家庭児童相談・支援を強化し、児童虐待の予防、早期発見・対応等に努め、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(1) 子育て支援の推進

こども家庭センターにおいて、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じます。

また、現在、委託で実施している地域子育て支援拠点においては、町内の小学校区を基本単位とした整備を進め、より保護者が気軽に利用できる育児相談や指導、他の子育て家庭との交流事業、育児講座、園庭開放などの子育て支援を実施し、子育て家庭の孤立化や密室育児による保護者のストレスを軽減するとともに、地域に見守られた健全な子育て環境の整備に努めます。

(2) 放課後児童対策

保育の必要な児童を対象に、放課後に町内の学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供します。

また、利用状況に応じて柔軟に対応した必要なサービスが提供できるよう施設や体制の整備に努めるとともに、障害児や多様な問題を抱えている児童の利用にも対応できるよう、放課後児童クラブの指導員の確保と研修による資質の向上を図ります。

(3) 家庭児童相談体制の整備

滑川町福祉センターCOCONA内において、こども家庭センターと、こども第三の居場所との連携を図り、より切れ目のない支援を提供できるよう、家庭児童相談・支援体制を強化します。個々の家庭の課題や複雑なニーズに対しては、家庭支援事業や多様なサービスと地域資源を有機的に組み合わせ、個別支援計画（サポートプラン）を立てて支援を行います。

児童虐待や不登校、いじめ等、複雑化する児童問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、予防・早期発見・早期対応を目指します。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会の実務者会議、及び担当者ケース会議等を継続して実施し、支援の実効性を高めます。

1-1-4 ひとり親福祉の推進

ひとり親家庭の方が安心して暮らせるよう、情報提供や窓口相談を実施するとともに、経済的支援を継続して実施し、負担の軽減を図ります。

(1) 相談・指導の推進

増加するひとり親家庭の自立を促すため、総合的な支援や相談活動を実施するとともに、民生児童委員や主任児童委員等による見守りの強化を図ります。

(2) 自立支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度をはじめ、職業訓練や資格取得の支援制度の普及を図り、利用を促進します。

(3) 経済的負担軽減

18歳までの医療費無料化制度と連携し、ひとり親家庭等で、18歳までの児童を養育している父・母及びその養育者の医療費を助成します。また、児童扶養手当の申請を受付し、支給を行います。

1-1-5 少子化対策の推進

子育てに係る経済的・心身的支援の継続と結婚支援の推進により、「子育てナンバーワン」「子育てファースト滑川」の実現と、地域住民の定住及び少子化解消を目指します。

(1) 子育て負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、18歳までの子どもの医療費の無料化とともに、県内の協定医療機関における医療費の窓口払いの負担廃止を継続します。その他、「子ども・子育て支援新制度」に基づく各種支援制度の適切な運用を図ります。

また、不妊・不育症に関する支援として、早期不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業を継続実施します。

(2) 結婚支援の推進

少子化解消及び地域住民の定住化を図る取組の一環として、「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図ります。

あわせて、本町の豊かな観光資源を広くPRし、広域的な交流の拡大を図る中で、民間事業者等と連携しながら、結婚につながる出会いの場の提供に向けた、交流イベント等の開催を検討します。

1-2 健康づくりの推進と医療の充実

【 現状と課題 】

- 本町は「みんなが健康で長寿の町」を掲げ、健康づくり事業や、各種健診・がん検診による疾病の早期発見・予防に取り組んでいますが、さらなる健康寿命延伸に向けては無関心層への働きかけの必要性が高まっています。
- 平成24（2012）年6月の「滑川町健康づくり行動宣言」以降、町民が自主的な健康づくりに取り組んでいます。地域の健康づくりに対して支援を行っていますが、会員数の減少などで活動が休止しているグループもあります。
- 精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の取得者数は年々増加し、関係機関との連携の重要さが増しています。
- 町民対象のゲートキーパー研修については受講者が横ばいの状況です。
- 高齢化に伴う在宅診療のニーズの高まりや、外国人従業者の増加による安心できる医療体制の確保など、日常医療のニーズは多様化しています。比企広域市町村圏内（近隣市町村）の医療機関や、町内医療機関、訪問診療所等との連携や協働が一層重要なとなっています。
- 休日や夜間緊急医療についても比企地区（近隣市町村）との連携のもと、病院輪番制や在宅当番医制、小児初期救急医療の体制を整備し、広報紙やホームページで周知しています。
- 町民の健康を守る国民健康保険制度については、理解促進と周知を行い、医療費の適正化や保険料の収納率向上に取り組んでいます。また、マイナ保険証の利用普及の啓発を進めています。
- 本町では、比企地区9市町村と連携し在宅医療・介護の支援体制を整備しています。また、後期高齢者の増加に伴い、一人当たり医療費も増加傾向にあり、長寿健診や高齢者保健・介護予防事業を一体的に実施し、生活習慣病予防やフレイル対策に取り組む必要性が高まっています。



高齢化の進展や町民の健康意識の多様化等に対応するため、健康づくりや地域保健活動を支援し、生活習慣病予防やフレイル対策に取り組むことが求められています。また、地域や関係機関との広域連携を強化し、包括的な医療・介護体制の充実を図ることが重要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
国民健康保険特定健康診査受診率	被保険者の健康の保持増進に対する取組をさらに充実させ、40歳～74歳までの被保険者数に対する特定健康診査の受診者数の割合を高めていくことを目標とします。	46%	60%
国民健康保険特定保健指導率	メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣病の重症化を防ぐため保健指導受診率の向上を目指します。	30%	50%
がん検診受診率	がん死亡率を減少させるため、がん検診の受診率の向上を目指します。	5.63%	7.5%
予防接種（麻しん風しん）接種率	指標として麻しん風しんワクチン（第1期・第2期）の接種率の維持を目指します。	94.6%	現状維持
健康づくりに関する講習会、教室等の回数	健康づくりに関する講習会、教室等を開催し、健康増進を図ります。	年20回	年30回
かかりつけ医を持っている人の割合	かかりつけ医の普及・定着を目指します。	70.7%	75%

【 方向性と取組 】

1-2-1 疾病予防・生活習慣病予防対策

予防接種や健康診査、健康教育・相談の充実により、町民の生活習慣病の疾病予防・早期発見と健康意識の向上を図ります。また、国・県と連携した感染症予防の徹底により、安全・安心な地域づくりに努めます。

（1）予防接種の充実

未接種者の把握に努めるとともに、周知の徹底を図り、すべての対象者が予防接種を受けることができる体制を確保します。

（2）健康教育・健康相談の推進

生活習慣病の予防、その他健康に関することについて正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、健康の保持増進のため健康教室を実施します。

また、広報紙や回覧に加え、SNSによる周知啓発を行います。

さらに、必要な指導及び助言を行うことで、家庭における健康管理ができるよう、健康相談の実施に努めます。

(3) 健康診査の推進

集団並びに個別によるがん検診を推進し、疾病の早期発見と予防に努めます。また、健康カレンダーの全戸配布、広報紙、回覧、ホームページ、健康づくり推進員を通し、周知に努めます。

引き続き、各種がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）と結核検診、肝炎ウイルス検査、成人歯科検診、骨密度検診について適宜実施します。

(4) 感染予防対策の徹底

新型インフルエンザ等行動計画に基づき、感染症拡大を予防するため、国、県と連携して町民への周知を行い、感染症予防に努めます。

1-2-2 地域保健活動

地域に密着した総合的な健康づくりと介護予防を推進するため、健康づくり推進員や地域の健康グループの育成、健診結果に基づく訪問指導を行うとともに、様々な関係機関との連携により、町民が主体的に取り組める機会の創出と環境整備を図ります。

(1) 健康づくり活動の推進

健康づくり活動の推進に向けて、自主的に健康づくり活動に取り組んでいる町内各地区的健康づくりグループに対し、運動教室や栄養教室の講師の紹介、事業の進め方などのサポートを行います。あわせて、地区内の健康づくり推進員については、地区における健康づくりの中心的な役割を担う地域リーダーとしての育成を図ります。

(2) 健康づくり事業の推進と拠点の充実

町内外の関係機関と連携し、健康ウォーキング講習会や体操教室、家庭でできる筋力トレーニング、バランスのとれた食習慣等の啓発指導を実施し、住民の健康増進及び医療費の抑制を図ります。

また、滑川町保健センターは健康づくり事業の拠点であることから、施設の適切な維持管理を実施し、地域保健の充実に努めます。

(3) 訪問指導の推進

健康診査結果に基づく事後指導として、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、保健師等が訪問し必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進に努めます。

1-2-3 精神保健対策・難病対策

精神保健事業の推進を図るため、心の健康への理解促進と職員の専門知識の習得に努めます。また、心の病などに対応するため、滑川町自殺対策推進計画に基づき、埼玉県などの相談窓口と連携しながら受入体制の充実に努めます。

(1) 精神保健対策

精神障害者に対して、手帳の申請交付や通院費公費負担等に関する事務を行います。

また、心の病の相談対応のため職員の専門知識の習得に努め、県と連携しながら精神疾患の患者を抱える家族のケアと自殺対策を推進します。

(2) 難病対策の推進

保健所と連携し、難病患者に対する支援事業の普及啓発に努めます。

1-2-4 日常医療の確保

効果的な医療を実現するために、医療機関、医師会等と連携を図ります。また、近隣の市町村と連携を密にし、比企広域市町村圏内の医療機関の充実に向け働きかけを行います。

(1) 医療機関の充実促進

比企広域市町村圏内における医療機関の連携を強化し、住民が安心して医療を受けられる体制の確保を図ります。

また、近隣に所在する総合病院が将来にわたり継続できるよう、関係機関への働きかけを行います。

(2) 初期治療の充実

医師会との連携を図りながら、かかりつけ医の普及・定着を推進します。

1-2-5 休日・夜間救急医療体制の確保

在宅当番医制や輪番制の広域的な対応により、休日・夜間における救急医療の体制を確保し、広く市民へ周知が図られるよう情報提供に努めます。

(1) 休日・夜間救急医療体制の確保

休日や夜間に患者の対応を行うため、比企広域市町村圏内での休日・夜間救急医療体制を継続します。また、小児救急医療体制を継続するとともに、初期救急患者についても、在宅当番医制度を継続します。

(2) 救急医療体制の充実

救急時の患者の搬送に際し、比企広域消防本部、病院、医師会が連携し迅速な対応ができるよう、関係機関と連携しながら救急医療ネットワークの強化に向けて、必要に応じて協議要望等を行います。

1-2-6 国民健康保険

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、さらなる事務効率化と利便性の向上に努めます。

(1) 医療費の適正化

被保険者に対して受診した医療費の通知を行い、国民健康保険制度と健康管理に対する理解の啓発に努めます。また、レセプト点検や医療費データの分析を通じて、重複・頻回受診者に対して適正な利用を促します。

(2) 財政の健全化

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の納税相談、差押え等の滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。また、広報紙等を活用し、国民健康保険制度とその実情について周知を行います。

(3) 保健事業の推進

特定健診、特定保健指導、人間ドック利用補助、保養所利用補助等の保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を促進します。また、医療費の適正化と保健事業の一体的推進を図る視点から、健診結果や医療情報の活用を進めるとともに、マイナ保険証の利用の普及に努めます。

1-2-7 高齢者医療

後期高齢者の健康保持・重症化予防と生活機能の維持を図り、在宅医療・介護の連携体制を強化し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進します。

(1) 後期高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療保険の被保険者においても、長寿健診、人間ドック利用補助、保養所利用補助等の保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進及び生活機能の維持・重症化予防を図ります。また、マイナ保険証の利用の普及に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で、在宅医療や介護を受けながらできるだけ長く安心した生活を送れるよう支援するため、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の推進を図ります。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国保データベース（KDB）システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握を行います。また、高齢介護部門と保健衛生部門と連携して、高齢者に対する個別的な支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

1-3

地域で支え合う福祉の充実

【 現状と課題 】

- 地域福祉は、すべての住民が地域の中で支え合い、安心・安全に暮らせるまちづくりを目標としています。このなかで、公的サービス（公助）の充実と住民相互の助け合い（共助）の重要性が高まっています。住民一人一人の福祉に対する理解と関心を促し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係機関と協力のもと各種取組を進めています。
- 「滑川町地域福祉計画」のもと、地域福祉活動の体制づくりを進めており、社会福祉協議会を中心にボランティアによる配食サービスや見守り活動などの事業を行っています。こうした取組を支えるため、ボランティアの育成やNPO法人等の組織化支援が重要となっています。
- 高齢者、障害者、配偶者等への家庭内暴力（DV）や子どもへの虐待が社会問題化し、要因も複雑化しています。事案の発生時には関係団体とのケース会議により包括的な支援を実施していますが、予防啓発の一層の推進が求められています。
- 生活保護を含む低所得者福祉は、最後のセーフティネットとして重要な役割を担います。本町では、関係課や関係機関と連携して生活保護世帯・困窮者への支援に取り組んでいます。



地域での支え合いが求められる一方、一人暮らし高齢者や生活困窮者の増加、DV・虐待など多様で複雑な福祉課題が顕在化しています。誰もが安心して暮らせる地域の実現に向け、公助と共助の充実とそれらをつなぐ包括的な支援体制の強化が必要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
ボランティア団体数	ボランティアセンターを中心として、支援・育成するボランティア団体の増加を目指します。	15 団体	18 団体
虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の開催回数	虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の定期的な開催を目指し、虐待防止ネットワーク体制の機能を高めます。	代表者会議 年1回 実務者会議 年2回 施設別会議 年 24回	代表者会議 年1回 実務者会議 年2回 施設別会議 年 26回

【 方向性と取組 】

1-3-1 地域福祉推進体制の整備・充実

「地域福祉計画」を推進するとともに、地域福祉の考え方の浸透を図りながら、地域福祉推進体制の整備を図ります。地域福祉活動を推進するため、既存のボランティア団体を継続して支援するとともに、推進の柱となる人材の育成に尽力します。

(1) 地域福祉の充実

福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、第3次滑川町地域福祉計画に基づき、各種福祉サービスの提供を図りながら地域ぐるみの取組を推進し、福祉の充実に努めます。

(2) 福祉意識の啓発と福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者、児童などの身体的、精神的ハンディキャップに対する理解を促し、ソーシャル・インクルージョンの考え方を普及させるため、社会福祉協議会や関係機関、団体等と連携し、福祉まつりや福祉講座を開催するとともに、優しい心を育む福祉教育の推進としての世代間交流に取り組みます。また、各種福祉サービスの内容を周知するため、広報紙やパンフレットを利用した情報提供に努めます。

(3) 活動組織の継続及び人材の育成

民生委員・児童委員をはじめとする各種福祉活動団体との連携を深め、関係機関が相互に一体的な取組ができるような組織化を推進します。

また、地域福祉を推進する上で、各地区にキーパーソンとなる人材の育成を推進します。

さらに、社会福祉協議会も含めた関係職員の資質向上に努めます。

1-3-2 活動の促進

ボランティア活動の活性化と、住民が参加しやすい支え合いの仕組みを構築し、安心して住みやすい地域づくりを目指します。

(1) ボランティア活動の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する情報の収集と調査・研究を行うとともに、ボランティアの派遣などに関する調整・援助を実施します。また、新たなボランティアの発掘・育成をするための体験講座等の開催及びボランティア団体連絡協議会と個人ボランティアの交流と連携を進めるために組織化を図り、活動を支援します。

(2) 地域における高齢者の見守りと支え合い体制の構築

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、民生委員や在宅介護支援センターをはじめ、近隣で見守りができるよう体制の整備を行い、関係機関や地域の組織との関係づくりを行います。

(3) 災害時の支援体制の充実

民生委員・児童委員を中心として見守り者等が連携し、地域で支援を必要とする障害者や要介護者等を把握するとともに、災害発生時における避難及び避難先での支援体制の整備を図ります。

あわせて、支援対象者を的確に把握・対応できるよう、障害者等に関する情報を社会福祉部門と共にし、要支援者情報のクラウド管理体制を構築します。これにより、自治体DXの推進を通じて、災害時における部門横断的な連携と支援体制の強化を図ります。

1-3-3 虐待防止ネットワークの構築

関係機関との連絡体制の確立及び、民生委員・児童委員や自治会等の地域組織との協力・連携により虐待の発生防止、早期発見、早期解決に向けた支援体制を推進します。

(1) 虐待の発生防止と早期解決に向けた体制の整備

高齢者や障害者、児童への虐待、配偶者等からの暴力等、新たな社会的問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会での定期的なケース会議の開催、保育所や幼稚園、学校、こども家庭センター、児童相談所、医療機関、警察との連絡体制を確立します。

また、民生委員・児童委員や区長などと協力し、虐待の発生防止、早期発見、早期解決のための支援体制を推進します。

1-3-4 低所得者福祉

民生委員や関係機関と連携し、低所得者や生活困窮者への就労意欲の喚起や阻害要因の除去に向けた生活改善を提案するなど自立支援・就労対策を実施するとともに、制度活用の周知・支援を推進します。

(1) 自立支援の推進

民生委員やハローワーク、福祉事務所などと連携し、低所得者や生活困窮者などに対して自立支援・就労対策を図るとともに、地域社会の一員として生活できるよう指導・援助を実施します。

(2) 援護制度の活用

低所得者の生活支援のための関連諸制度について周知を図るとともに、適正な制度の活用を促進します。また、民生委員・児童委員の訪問・相談活動による低所得者への支援を実施します。

1-4 高齢者の暮らしの充実

【 現状と課題 】

- 高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられる社会を目指し、福祉施策や介護保険事業に取り組んでいます。本町では、令和12（2030）年に後期高齢者の人口がピークを迎える見込みであり、超高齢社会に向けては、包括的な支援体制の充実が一層求められています。
- 高齢者の自立支援に向け、介護予防教室や、ボランティア養成による支え合い、見守り事業の実施など、介護予防と生活支援の多様な地域支援事業を展開しています。
- 人生100年時代のなか、高齢者が定年後も社会に貢献し、いきいきと暮らせる環境づくりの重要性が高まっており、シルバー人材センターとの連携による就労支援や老人クラブ支援、生涯学習活動への参加促進に取り組んでいます。
- 高齢化の進展に伴い、介護保険利用者負担額の助成額が増加しています。このため要支援・要介護の予防や改善に重点を置くとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、在宅・施設サービスの確保や適正なケアプラン作成に取り組んでいます。
- 老後の所得保障を担う国民年金は、高齢化の進展により重要性が増しています。本町では制度の周知・PRと相談事業を行い、制度の理解促進に努めています。



高齢化の進展に伴い、高齢者の自立支援や生活支援、介護予防、社会参加、所得保障など多様な課題への対応が求められており、関係機関や地域と連携した支援に取り組む必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
施設・居住系サービスの利用者割合	認定者の自立に向けて施設・居住系サービスの利用者の割合を下げていくことを目標とします。	24.57%	23.0%以下
自立高齢者率	65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない人の割合を維持することを目標とします。	85%	現状維持
住宅改修の申請に対する支給率	介護保険サービスにおける住宅改修の申請件数に対する年間受給率100%の維持を目標とします。	100%	現状維持
高齢者団体の組織数	魅力ある高齢者団体の組織の育成数の増加を目標とします。	14団体	17団体

【 方向性と取組 】

1-4-1 地域包括支援の推進

地域包括支援センターを中心として、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

生活上の安心・安全・健康を確保するため、町全体を一つの圏域として関係機関・団体との連携により、医療・介護・福祉をはじめとする多様な生活支援サービスを包括的に提供できる体制づくりを推進します。加えて、必要な時に必要な支援が受けられる環境の整備を進めます。

また、地域のネットワークの強化に努めるとともに、包括的な相談支援体制の整備検討を進めています。

(2) 在宅ケアの充実

高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅ケアサービスの充実を目指します。

認知症の方々やその家族が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進し、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図ります。

1-4-2 介護予防・生活支援

高齢者の自立した生活を支援するとともに、介護予防を目的とした多様な地域支援事業を進めていきます。

(1) 介護予防サービス

高齢者が、自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護予防に資する各種取組を推進します。運動機能低下の予防や低栄養状態の改善、口腔機能の向上を目指した教室、認知症予防・閉じこもり予防等の介護予防教室を継続的に実施するとともに、生活支援の担い手となるボランティアの養成を実施します。

あわせて、地域の高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、地域全体で介護予防活動を支援する社会の構築を目指して、ボランティアなどの育成を推進します。

(2) 高齢者生活支援サービス

高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、緊急通報装置設置事業、救急医療情報カード配布などを実施し、在宅介護支援センターと連携した高齢者の見守り事業の充実を図ります。

(3) 移動販売を活用した高齢者の見守り支援

買い物に行くことができない高齢者への支援を行い、生活の利便性を高めるとともに、移動販売を通じて日常的な交流の場の確保や見守り機能を担保することで、高齢者の閉じこもりや孤立を防止し、新たなコミュニティ形成の促進による地域課題の解決を図ります。

(4) 家族介護者支援

家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、介護者相互の交流会の開催、紙おむつの給付、寝たきり老人等手当の支給、認知症サポーターの養成などを実施します。

1-4-3 高齢者の社会参加の推進

高齢者の生きがい対策や社会参加の機会の拡充を図るため、高齢者の自主活動や文化・スポーツ活動、就労を支援します。

(1) 各種学習・スポーツの振興と活動団体等への支援

地域でいきいきと活動できるよう、高齢者学級の充実を図るなど、学習活動を促進するとともに、ゲートボールやマレットゴルフなど高齢者を中心としたスポーツ大会の開催を支援します。

また、地域の老人クラブ等が企画運営している各種事業や実情の把握に努め、高齢者団体活動の活性化を促進します。

(2) 就労の促進

高齢者が培った知識や経験を生かし、生きがいや社会参加を実感できるよう、シルバー人材センターと連携のもと、就労機会の開発や情報の提供を行い、健康寿命の延伸や地域活力の向上につながる高齢者の就労を支援します。

(3) ふれあい交流活動の推進

高齢者の生きがいづくりのため、健康に配慮しながら、知恵や技術を生かした交流やレクリエーション活動を通じた交流活動を促進します。

1-4-4 介護保険事業の運営

介護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援するため、関係機関と連携を図り、質の高い介護保険事業を推進します。

(1) 介護予防給付サービス

要支援認定を受けた高齢者に対し、生活の質の向上と自立支援を目的に、多職種の専門的視点を活用したケアマネジメントを行い、個々の状態に応じた介護予防給付サービスを提供します。

また、生活支援コーディネーターを中心に、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画する体制づくりを推進し、サービスや支援の充実、高齢者の社会参加の促進及びフレイル予防・孤立防止などの介護予防を目指します。

(2) 居宅介護サービス

要介護認定を受けた高齢者が住みなれた地域において安心して日常生活を継続できるよう、現在の介護度がさらに重くなることを防止し、在宅での日常生活を続けていくことを支援するため、居宅介護サービスを実施します。

また、受給者の経済的な負担軽減を目的に、利用料の一部を給付するとともに、国の制度改正等の動向を踏まえ、安定的かつ持続可能なサービス提供体制の整備を推進します。

(3) 施設介護サービス

広域的な連携を図りながら、在宅での介護が難しい高齢者に対し、施設サービスの利用希望や、介護度に応じて、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）への適切な入所調整と支援を行います。

(4) 手續の適正化

被保険者が介護サービスを受けるために必要な要介護度の認定を、迅速かつ的確に行います。

また、比企広域市町村圏組合に委託し実施している介護認定審査会との連携・協力を密にしながら、公平で迅速な審査、判定に努めます。

(5) 介護保険サービスの基盤整備

町内全戸に介護保険事業計画を配布するほか、介護保険制度のパンフレットなどにより、住民への周知・制度の普及に努め、制度への理解を促進します。

また、介護保険の各種サービスの種類、量の確保や質の向上を図るため、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、ケアマネジャーなどに対して研修の機会を提供します。

さらに、軽度要介護者の状態の改善、悪化防止のための効果的な介護サービスの提供を実施します。

1-4-5 国民年金

多様化する生活に柔軟に対応し、将来にわたって安心かつ安定した日々を送ることができるよう、国民年金制度の周知と理解促進を図ります。

(1) 国民年金の理解促進

日本年金機構と連携し、パンフレットや広報紙等を利用して、国民年金制度の仕組みや役割、実情についての理解促進を図り、制度への信頼性向上に努めます。

1-5 障害者の暮らしの充実

【 現状と課題 】

- 「滑川町障害者計画」「滑川町障害福祉計画」「滑川町障害児福祉計画」に基づき、福祉サービスを含め、総合的な支援体制を整備しています。手話講習会や研修会、広報紙、ホームページ等で障害者理解の啓発を行っていますが、見やすさ・わかりやすさの改善や周知強化が求められています。
- 発達に課題のあるこどもへの早期支援のニーズが高まっており、療育などの相談窓口の重要性が増しています。本町では、乳幼児健康診査により異常の早期発見を行い、個別支援や集団支援につなげており、関係機関と連携して家族も含めたサポートを実施しています。
- 日常生活の支援に向けて、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業などを進めています。関係各課や、各事業所・施設と連携しながら、相談・申請に応じて適切なサービス提供し、支援体制の充実に努めています。
- 障害者・障害児のサービス利用にあたり、本人や家族、相談支援事業所、提供先と連携し、適切なサービス提供に努めています。また、就労系サービスでは一般就労への移行が少ないため、その支援や情報共有を通じて本人の不安を軽減し、自立促進に取り組む必要性が高まっています。



障害者・障害児の福祉サービスや支援体制は整備されていますが、発達支援や就労支援等の多様なニーズ増加への対応や、情報共有・周知の改善が求められ、関係機関と連携したよりきめ細かな支援に取り組む必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
障害者支援施設入所待機者の数	現在の障害者支援施設入所待機者の生活の場の確保、社会復帰への支援を進め、待機者の減少を目標とします。	4人	1人
就労移行等利用後に就労へ結びついた利用者数（累計）	就労移行支援事業等を利用して就職へつなげ、引き続き就労していくことを目標とします。	3人	18人（累計）
精神病床からの地域移行者数	精神病床に概ね1年以上入院した後、地域移行支援を利用し、地域での生活の安定を目標とします。	0人	2人

【 方向性と取組 】

1-5-1 総合的な障害者福祉の支援体制の確立

「滑川町障害者計画」「滑川町障害福祉計画」「滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害者ができる限り住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実に努めるとともに、広報紙、ホームページ等によるPRや理解促進や、障害者施設等が地域との関わりを持てるような場や行事の開催など、総合的な支援体制に努めます。

(1) 計画的で総合的な障害者施策の推進

「第4次滑川町障害者計画」「第7期滑川町障害福祉計画」「第3期滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害者及び障害児に対してニーズにあったきめ細かで効率的な障害福祉サービスを提供するとともに、国の施策に基づきながら、計画の見直しを図っていきます。

(2) 障害に対する知識の普及

障害者理解のために、基幹相談支援センター、管内の協議会等関係機関や団体と連携し、研修会、講演会などを実施します。また、住民の福祉活動の参加促進のため、手話講習会や福祉講座、体験ボランティア教室等の実施を支援します。

あわせて、窓口による障害者福祉サービスの案内を充実するとともに、誰にでも情報がわかりやすく伝わるような工夫をし、パンフレットやホームページ、イベント等による情報提供に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等事業の整備及び関係団体との連携

障害のある方が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入、体験の機会・場の整備、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった5つの機能を備える拠点機能の整備を推進します。そのため、町内の相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、町内障害者支援施設、障害児支援施設、その他関係団体と連携を密にとり、支援体制の充実を図ります。

(4) 障害支援における広域的な事務連携の推進

障害福祉サービスの利用に伴う障害支援区分の適切な認定にあたり、障害支援区分審査会などの共同事務を効率的に進めるため、比企広域市町村圏組合との連携・協力に努めます。

1-5-2 障害の早期発見・療育

乳幼児期からの障害の早期発見と支援体制の充実を図るため、健康診査や療育相談、巡回支援を通じて、関係機関と連携しながら、こどもと保護者への切れ目のない支援を推進します。

(1) 母子保健の推進

乳幼児健康診査を通じ、発育、発達の遅れ、障害の早期発見と保健指導を実施し、関係機関と連携を図り対応します。また、健診未受診児の様子確認を行い、受診勧奨、健康状態の把握に努めます。

(2) 療育相談の推進

障害があってもこども一人一人が、健やかで充実した生活を送ることができるよう、療育相談体制の充実を図ります。そのため、乳幼児健診の結果等を踏まえ、精神・運動発達に障害のあるこどもの早期発見に努め、受診勧奨や、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士などの専門職による個別相談、親子教室を継続的に実施します。

また、保育所等に就園後も円滑な園生活を送ることができるよう、発達障害に関する専門的な知識を有する者が町内の保育所等を巡回し、保育士等に対して、こどもや保護者への支援に関する助言、指導を行う発達支援巡回事業を継続して実施します。

(3) 療育支援の推進

保育園、幼稚園、児童福祉担当等と連携、情報交換をしながら、発達の遅れや支援の必要な児童を早期に把握し、適切な相談、訓練、療育等につながるように支援します。

また、県の推進している発達支援センター研修を町内保育所、幼稚園に導入し、発達障害児の理解、啓発、支援者の増加に努めます。

1-5-3 障害者の生活支援

障害者等の日常生活を援護するため、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の福祉事業を推進します。また、障害者福祉事業所等との連携によりサービス提供体制の把握に努めるとともに、ニーズに的確に対応しながら、希望する方が十分なサービスを受けることができるよう、利用の促進に努めます。

(1) 相談支援・理解啓発

障害者本人またはその家族からの相談に応じ、適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図るため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連絡調整し、障害者の様々なニーズや困難事例に対応します。また、障害者が身近に相談できる相談会の実施や障害者福祉についての理解啓発活動を行います。

(2) 在宅介護支援体制の整備

本人及び介護者が、自宅で安心した生活を継続できるよう、ホームヘルプ、行動援護、ショートステイなどのサービスの充実に努めるとともに、移動支援や生活サポート事業などの外出に関する支援体制の充実に努めます。

また、日常生活を送る上で必要となる補装具や日常生活用具についても、個々の障害に合わせたサービスの充実に努めます。

さらに、重度心身障害者の福祉の向上を図るため、医療費の一部自己負担に対する助成や、人工透析・腎移植等の継続治療が必要な方への医療費負担軽減を行います。

あわせて、在宅で生活する重度心身障害者の経済的負担軽減のため、障害者手当等を給付します。

(3) 住宅環境の整備

重度障害者が安心した生活を自宅で送ることができるよう、住環境整備のための専門的なアドバイスや住宅改修のための費用の一部助成を実施するとともに、制度の周知を図ります。

また、地域の中でもスムーズに移動ができるように、関係部署と協力しながら整備を進めます。

1-5-4 社会参加・社会復帰の促進

障害者の社会復帰、社会参加を促すため、障害者就労支援センター等と連携し、就労アセスメント、就労訓練機会の提供、雇用に向けた支援を進めます。また、障害者優先調達推進方針を毎年策定し、福祉施設等における受注、販売機会の拡大に努めます。

(1) 日中活動の充実、住まいの場の提供

重度の障害者が日中過ごす活動の場として継続的に通うことができるよう、生活介護、自立訓練など通所施設と連絡調整を密にするとともに、充実した毎日を送れるよう、本人の障害やニーズに応じた支援を実施します。

また、障害児に対しては、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等と連携し、保護者の介護負担軽減を図るとともに、障害児の社会参加の場が広がるように支援していきます。

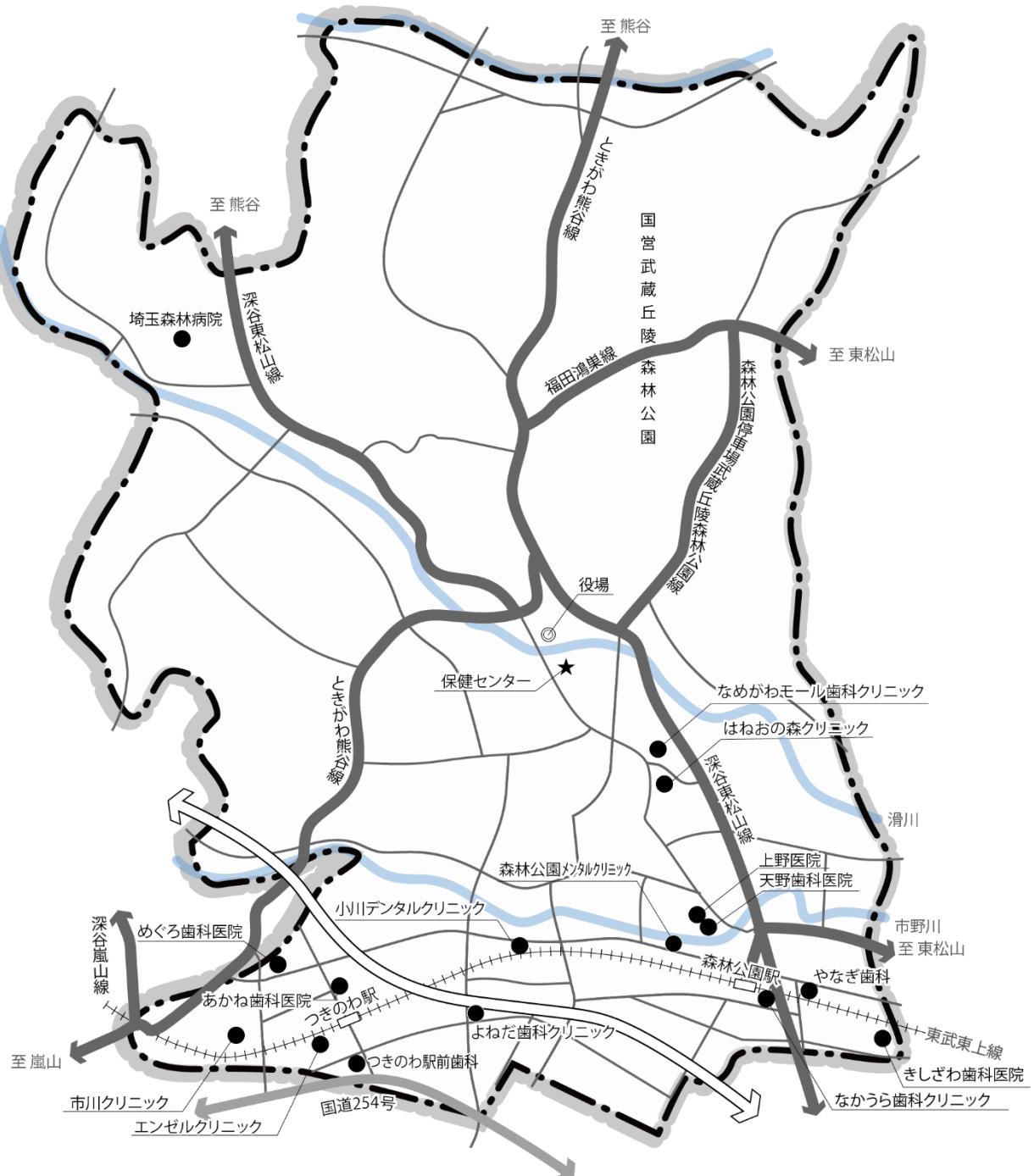
さらに、在宅での生活が困難な方や支援ができない方に対しては、施設入所やグループホームなどのサービスを利用し、できるだけ住みなれた地域で安定した生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。

(2) 就労支援体制の充実

管内の障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、社会参加促進のための就労訓練や自立訓練を支援し、一般就労へつなげる支援を実施します。また、就労選択支援の利用により選択の機会が増えるように支援します。

あわせて、就労訓練施設などに対しては、受注機会の拡大に努め、利用者の就労工賃増加へつながるよう支援します。

保健・医療機関位置図



凡例

- 関越自動車道
- 県道
- 町道
- 河川
- 鉄道
- 国道254号

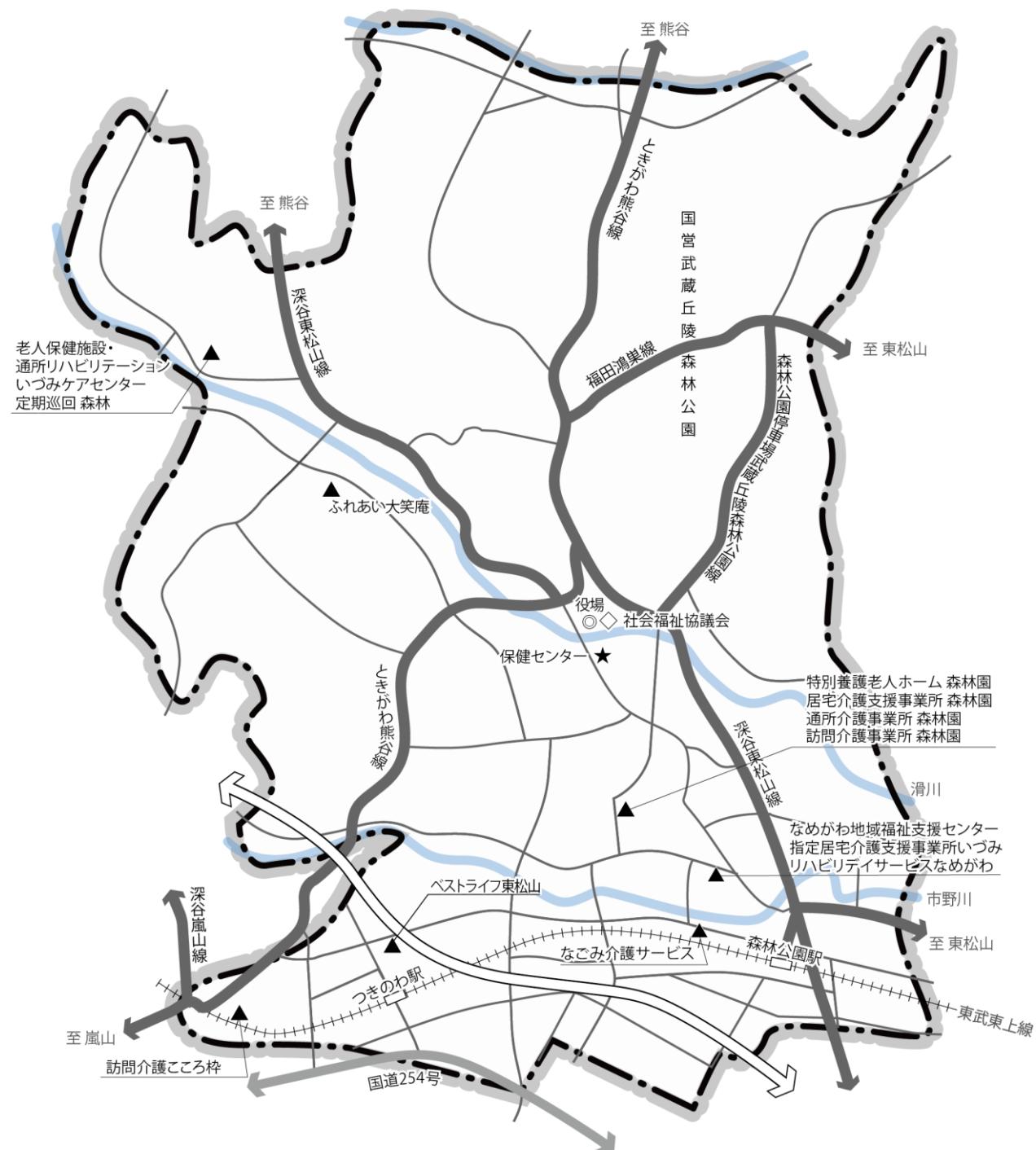
- 医療機関
- ★ 保健センター
- 役場

令和7年10月時点

児童福祉・障害者施設位置図



高齢者施設位置図



凡 例

■	関越自動車道	▲	高齢者施設
━	県道	◇	社会福祉協議会
一一	町道	★	保健センター
----	河川	○	役場
■■■■	鉄道		
━	国道254号		

令和7年10月時点